

# 川崎市工業系地域内住宅建設事業調整要綱について

工場の操業環境を保全し、調和の取れた市街地の形成を促進することを目的として、川崎市内の工業系地域において行われる住宅の建設事業に関して必要な手続きを定めています。

## 対象事業

工業地域・準工業地域または特別工業地区において次の①②のいずれかに該当し、住宅の建設を計画する場合は対象となります。（裏面参照）

- ① **事業区域が500㎡以上**※の建築行為及び開発行為 ※総合調整条例による定め
- ② 事業区域が500㎡未満で**近接工場がある事業区域**において行われる建築行為又は開発行為

## 手続きの流れ

※提出書類は経営支援課まで提出してください。

事業概要書等提出



事前説明等



協議結果報告書の提出

### ①事業概要書等の提出

工業地域・準工業地域・特別工業地区において対象事業を行う場合に下記の書類を経営支援課まで提出してください

- ・事業概要書
- ・案内図
- ・配置図

### ②事前説明等

#### ・入居予定者への周知等

⇒対象事業による住宅の分譲の募集等に際しては、**用途地域が工業系地域であることを**分譲の案内書、重要事項説明書等に明記してください。

#### ・対象事業計画の影響緩和措置

⇒対象事業区域に隣接する工場がある場合には、事業計画に際し、当該工場から発生する騒音、振動、臭気等の影響を緩和するための措置を講じるとともに、当該工場との境界に緩衝帯を設けるように努めてください。

#### ・工場および工業団体への事前説明（裏面参照）

⇒対象事業区域に近接する工場及び地域に応じて**指定する工業団体**に対して、対象事業について事前に説明し、理解が得られるよう努めてください。

### ③協議結果報告書の提出

②についての「協議結果報告書」を**工事着手前**までに経営支援課へ提出してください

## <お問合せ先>

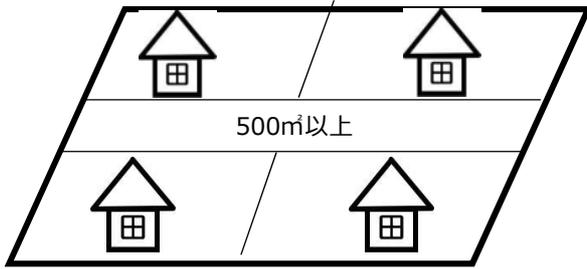
経済労働局 経営支援課 立地調整担当 電話：044-200-2333

## 対象となるケースと事前説明先

<工業地域・準工業地域・特別工業地区において住宅の建設を計画する場合>

 ...事業区域

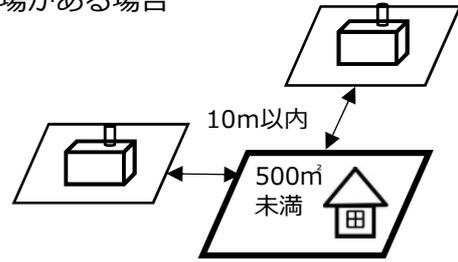
1) 事業区域が500㎡以上の場合



<事前説明先>

- 事業区域から10m以内の工場
- 地域に応じて指定する工業団体（下記参照）

(2) 事業区域が500㎡未満で10m以内に工場がある場合



<事前説明先>

- 事業区域から10m以内の工場
- 地域に応じて指定する工業団体（下記参照）

## 地域別説明団体一覧

※詳細につきましては、経営支援課までお問合せください。

地域		説明先団体名	住所 連絡先 (TEL・FAX)
区	町丁		
川崎区	全地域	川崎労務管理協会	幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 044-276-6264 044-276-8343
幸区	全地域		
中原区	上小田中1丁目・2丁目・6丁目	一般社団法人 川崎中原工場協会	中原区上小田中6-10-1-102 044-733-1300 044-733-1400
	宮内1丁目・2丁目	下野毛工業協同組合	高津区下野毛3-3-41 044-833-8100 044-833-1605
	上記以外の地域	一般社団法人 川崎中原工場協会	中原区上小田中6-10-1-102 044-733-1300 044-733-1400
高津区	宇奈根、久地、下作延の一部 溝口、溝口6丁目	一般社団法人 川崎北工業会	高津区久地872 044-811-6304 044-844-7024
	北見方3丁目、下野毛1丁目～3丁目	下野毛工業協同組合	高津区下野毛3-3-41 044-833-8100 044-833-1605
	上記以外の地域		
宮前区	全地域	協同組合 高津工友会	高津区溝口1-1-26 044-877-2301 044-877-9392
多摩区	全地域		
麻生区	全地域		